○厚生労働省告示第二百二十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表一の21の項を次のように改める。

21	ベバシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年６月14日及び11月22日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	010010xx01x4xx
		010010xx01x50x
		010010xx01x51x
		010010xx01x7xx
		010010xx01x8xx
		010010xx97x4xx
		010010xx97x5xx
		010010xx97x6xx
		010010xx97x7xx
		010010xx9904xx
		010010xx99050x
		010010xx99051x
		010010xx9907xx
		120010xx01x4xx
		120010xx01x50x
		120010xx01x51x
		120010xx97x40x
		120010xx97x41x
		120010xx97x50x
		120010xx97x51x
		120010xx99x40x
		120010xx99x41x
		120010xx99x50x
		120010xx99x51x

別表一に次のように加える。

31	アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年11月22日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	020210xx01xxxx
		020210xx97xxxx
		020210xx99xxxx
		020350xx97xxxx
		020350xx99xxxx
32	オキサリプラチン（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年12月20日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx0104xx
		06007xxx0114xx
		06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
		06007xxx97x41x
		06007xxx99x3xx
		06007xxx99x40x
		06007xxx99x41x
33	イリノテカン塩酸塩水和物（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年12月20日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx0104xx
		06007xxx0114xx
		06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
		06007xxx97x41x
		06007xxx99x3xx
		06007xxx99x40x
		06007xxx99x41x
34	レボホリナートカルシウム（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年12月20日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx0104xx
		06007xxx0114xx
		06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
		06007xxx97x41x